

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度			
0-1 実施状況について									
	法人名称	社会福祉法人 水仙福祉会							
	法人所在地	大阪市東淀川区小松1-14-12							
	事業所名称	西淀川区障がい者相談支援センター「風の輪」				地域生活支援センター風の輪			
	事業所所在地	大阪市西淀川区姫島6-3-44							
	電話番号	06-4808-3080							
	実施曜日	月～土							
	実施時間	9:00～17:45							
	同一場所で実施しているその他の事業	居宅介護・重度訪問介護事業所、行動援護事業所、移動支援事業所、指定・特定相談支援事業所				此花区障がい者相談支援センター風の輪ホームヘルプ（居宅介護・行動援護・重度訪問介護・移動支援）			
	実施法人で実施しているその他の事業	風の子保育園・風の子ベビーホーム（保育所）、風の子児童館、水仙の家（居宅介護・通所介護・居宅介護支援）、淡路こども園・姫島こども園（児童発達支援センター）、風の子そだち園・ワークセンター豊新・風工房（生活介護）、風の輪ホームヘルプ・豊新ホームヘルプ（居宅介護事業）、姫島風の家・イーハトーブ風の家（共同生活介護）、淡路こども園デイサービス・風の子デイサービス（児童発達支援事業・放課後デイ）				風の子保育園・風の子ベビーホーム（保育所）、風の子児童館、水仙の家（居宅介護・通所介護・居宅介護支援）、淡路こども園・姫島こども園（児童発達支援センター）、風の子そだち園・ワークセンター豊新（生活介護）、豊新ホームヘルプ（居宅介護・行動援護・移動支援）、姫島風の家・イーハトーブ風の家（共同生活援助）、風の子デイサービス（児童発達支援事業・放課後等デイ）			
	事業所の特長	当事業所は、平成11年に設立し、障がい児等療育支援事業を通じ、地域からの相談支援や療育に関する助言を行うとともに、地域の社会資源との連絡調整を行ってきた。また、平成18年からは市委託相談支援事業所として、西淀川区・淀川区・東淀川区の圏域において行政機関や地域の様々な資源と連携しながら、地域の障がい者やその家族からの相談を受け、支援・コーディネートに努めている。また、西淀川区地域自立支援協議会においては、当初より会長を引き受け、各専門部会に職員を派遣、運営の中心的役割を果たしている。平成24年度より西淀川区障がい者相談支援センターとして、区内全ての障がい児・者の地域生活を支えるべく、特に、月2回開催する相談支援事業所部会において、新規ケースや困難ケースへの対応、指定相談支援事業所への助言等、活発に議論している。増加が著しい精神障がい者支援のために、引き続き、精神障がい者生活総合応援チーム「ACT-ひふみ」との連携を行い、相談支援事業所部会にも参画してもらっている。				水仙福祉会は、平成12年度より障がい児等療育支援事業、平成18年度から保健福祉圏域（西淀川区、淀川区、東淀川区）に基づいた委託相談支援事業を大阪市より受託し、当事業所はそれぞれの事業を運営してきた。また、平成24年からは、西淀川区障がい者相談支援センターとして行政や地域の様々な資源と連携しながら、支援やコーディネートに努めるとともに、西淀川区地域自立支援協議会においては、当初より委員長を引き受け、運営の中心的役割を果たしている。  また、平成27年度より此花区障がい者相談支援センターを受託し、此花区においても行政とともに区内の障がい者施策を推進している。			
0-2 事務室等について		昨年度				今年度			
	事務室	11㎡	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用	26㎡	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		
	相談室	6㎡	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用	13㎡	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用		
	その他		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況		昨年度				今年度			
		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
		2人			4人		2人		5人
		内当事者0人							
0-4 職員の勤務体制		昨年度				今年度			
		月～土の勤務 9:00～17:45				月曜日から土曜日の9:00～17:45までのシフト制で勤務している。但し、緊急援助ケースに関してはその都度対応。時間外、休日、年末年始の受付は、固定電話の留守電ならびに、緊急連絡先（携帯電話）番号の案内を行うことで対応する体制を整えている。			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況		昨年度				今年度			
		障がい名	実施曜日	実施時間	障がい名	実施曜日	実施時間		
		知的障がい	不定期		知的障がい（親の立場として）	月～土（応相談・事前調整）	9:00～17:45（応相談・事前調整）		

事業所名	西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨 年 度	今 年 度
1-0 理念・基本方針		
	<p>当法人は、児童・障がい（児）者・高齢者などを対象に、これまで様々な先駆的・開拓的福祉活動をおこなっており、常に利用者の人権や人格を尊重し、対等な人間としての優しさや思いやりを持った保育、療育、介護をおこなうとともに、利用者が家族とともに、地域で当たり前暮らしのために必要な支援を実施しています。</p> <p>風の輪は当法人としての理念・基本方針と連動し、障がいのある人と、その家族が自然に、当たり前の生活ができるような環境づくりの手伝いをしています。</p> <p>&lt;基本方針&gt;</p> <p>① 支援を行う場合には、その人の意思や感情表現、自己表現を大切にし、人との信頼関係を基盤とした自信や意欲を持てるように援助し、本人と家族、身近な人たちとの間に気持ちが通じ合う良い人間関係を作れる事を第一に考えます。</p> <p>② その上で、具体的な支援のあり方を提案し、関係機関との連携・調整を行います。</p> <p>③ 個別支援会議を最重視し、関係者がそれぞれの領域にとらわれず、利用者第一の考えに基づいた意見・提案が行われるような環境づくりに取り組みます。</p> <p>④ 障がい（児）者についての研修や勉強等の自己研鑽を続けます。</p> <p>⑤ 行政・相談機関・事業者・当事者・地域の人たちがネットワークを作り、本人主体という視点で福祉サービスや地域でのシステムのあり方を検討していく中心的役割を果たすべく、地域自立支援協議会の活性化に取り組みます。</p>	

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容		
1-1 運営体制		昨年度		今年度		
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）	
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取り組みを示すものとして、委託期間全体を通じた計画が定められている。	5	法人の理念・基本方針と連動し、本人や家族との信頼関係を得る・本人の意思を尊重（意思決定支援）し、各社会資源との連携を行う・地域福祉の向上に努める等を実現するための計画を定めている。	5		
	b	委託期間全体を通じた計画を踏まえて年度ごとの事業計画を策定している。	5	a)と連動した年度ごとの事業報告や事業計画を作成し、法人理事会にて承認を受けている。	5	
c	委託期間全体を通じた計画及び年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	4	年度末には、事業報告書を作成し、実施内容毎の確認と反省および評価を行っている。何ができて何ができなかったのか、次年度へ向けての話し合いも同時に行っている。	5		
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	4	特に反省点については、内部で議論し、次期計画に改善策を盛り込んでいる。	5		

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	5	事前の情報提供は、可能な限り本人が理解できるよう工夫するとともに、日中施設や余暇活動、居宅支援等の体験・経験の機会を確保することで、利用者や家族の主体的な意思決定の環境を整えている。	5	自己決定の原則とは、本人に決めてもらうことではなく、本人が決めるそのプロセスを支える事、何を持ってよしとするのか、その答えを本人自身が導きだせるように専門的に支え続けること（市大 岩間教授）に全力を挙げて取り組む。
			視覚障がいの方や聴覚障がいの方に対するコミュニケーション方法についての手段は、まだまだ不十分のため、区身体障害者団体協議会等のご協力も得ながら改善していく。		
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	2	視覚障がいの方や聴覚障がいの方に対するコミュニケーション方法については、まだまだ手段は不足していると認識しているので、他事業所での取り組みを参考にしていきたい。	3	事業所紹介のパンフレット拡大、ルビうちを行い、写真や絵を使った苦情窓口を設置している。また、特に知的障がいのある方の場合、本人の行動・視線・態度等から気持ちを推測し、代弁する事で本人の意思に近づこうと努力している。視覚障がいのある方に対するコミュニケーション方法についての手段はまだまだ不十分だが、点字協会との連携で資料を翻訳してもらえることになった。
			1-2-② エンパワメントの重視		評価点
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	5	取り組む姿勢は昨年同様だが、よりいっそう本人主体の援助に取り組む事が出来るよう、外部研修、内部研修を充実させ、本人が意思決定できるためのプロセスに寄り添う支援を行っていく。	5	
			本人が発信する、発信しやすい環境を整える、発信できるまでのプロセスを援助する事で本人のエンパワメントに繋がるよう、さらに努力していく。		

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	2	昨年度持ち越した手話、点字対応については、改善する事が出来きなかったが、見てわかりやすく映像を利用できるようにアイパットを購入した事で、コミュニケーション手段が広がった。	3	手話、点字対応については、改善する事ができなかつたが、昨年購入したアイパットを利用する事で映像を利用したり、自立支援協議会こども部会と区社会福祉協議会が共同で作成した新コミュニケーションボードを利用することで、コミュニケーション手段が広がった。
			手話、点字対応について早急に利用できる環境に整えていく		ボランティアグループ等にも協力を依頼し、個別対応が出来るよう備えていく。
	b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	5	どんなに重度の方でも、その行動や表情には意味がある。推測と確認を繰り返す事で、その人の気持ちに寄り添う事ができる。法人が大事にしている理念のもと、常に本人の意思決定支援に心掛けている。	5
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	3	昨年度から持ち越した視覚障がい・聴覚障がいへの配慮が出来ていないままになっている。	5	日常的に利用者に関わっている施設職員、事業所職員、家族・知人等との連携や聞き取りはもちろんであるが、行動や表情を一緒に推測し、利用者自身の気持ちを確認していく事も大事であると考えている。
			聴覚障がい、視覚障がいへの対応が必要な場合は通訳者や専門機関との連携を取る。		

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	5	十分に気持ちを伝えられない、嫌と言えない利用者、不自由な身体状態をどう受け止めておられるのか、どのような気持ちで支援を受けておられるのか等、ご本人の思いに寄り添い理解する事に努めている。同時に関係機関にも理解してもらえるよう担当者会議等を充実させる。	5	
			身体障がいをお持ちの方への支援においても、介護技術はもちろんだが、不自由な身体状態をどう受け止めておられるのか、どんな気持ちで支援を受けておられるのか等に思いをめぐらす事が必要であると考え、関係事業所にも理解をしてもらえるよう努めている。		
b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	1	残念な結果になったが西淀川区内のグループホーム・就労継続支援B型事業所（同一法人）において虐待が発生しました。区センターとして行政機関に情報を提供はしたものの、その後の事業所の処遇が全くわからず、問い合わせでも「結論が出るまでは情報を公開できない」と言うことだった。事業所を利用していた方からの相談で、「次の事業所に行くのか、このまま利用できるのか」という問いに答える事も出来ず、結論を数ヶ月待つ事態になった。この事で利用者は「事業所が閉鎖になったらどうしよう」といった不安を募らせる結果になってしまう事態になった。	4	昨年、事業所内で起きてしまった虐待について、区障がい者相談支援センターとして事前にできることはなかったのかを検討した結果、まずは区と連携し新規参入事業所を把握し、自立支援協議会への参加を促し、本人主体の支援及び、権利擁護と人権尊重という自立支援協議会全体の活動方針を徹底した。
			事業所による虐待が生じた場合、虐待を受けていなかった利用者からもその事業所の継続利用については相談を受けることになると思われる。ゆえに行政からの調査状況について知らせてもらえないものか行政機関に相談していく。		平成28年より障害者差別解消法が施行され、区障がい者相談支援センターも相談窓口を担うことになる。当事者と地域住民との橋渡しを行い、住みやすい街づくりに努めていく。
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	5	利用者が虐待をうけている可能性がある場合はもちろん、疑われるような状況が見られた時、通報を受けた時などにおいては、迅速に関係行政機関と連携し、聞き取り調査やコアメンバー会議などに参加し、対策を検討し、区相談支援センターとしての対応を行っている。	5	
			西淀川区内で発生した事案については、行政とともに、今後も支援を行う。		虐待の背景として、家族そのものが問題を抱え、疲れているという事があるので、虐待原因の分析を行い、必要なサポートを実施し、予防のための体制づくりにも行政機関とともに関わっていく。

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	1	<p>昨年同様継続した取り組みに加えて、西淀川区内の事業所で虐待が発生した事を自立支援協議会でも重く受け止め、今後、西淀川区内で新たに事業所を開設する場合は、自立支援協議会への参加の義務付けや、相談支援事業所の関与を強める等、透明性を図れるようにする。</p> <p>西淀川区内全ての事業所が自立支援協議会に参加することを義務付けることを行政機関と共同ですすめる。</p>	5	<p>本年度は、災害時における要援護者個別避難プランの作成に関して、地域住民が情報を得やすいよう、利用者本人が利用する日中施設や居宅介護事業所の連絡先等を記入する事を提案した。自立支援協議会相談支援事業所部会においては、対人援助プロセスについての勉強会、増加する児童デイサービス事業所については、自立支援協議会こども部会内に児童デイ連絡会を設置し、まずは、各事業所の見学会から始めている。その他、全体の取り組みとして、様々な職種が集まった「模擬個別支援会議」の開催等新しい取り組みを提案し実施した。</p> <p>区内の相談支援事業所については、本人主体の考え方をさらに根付かせていく。居宅介護事業所、日中施設においても事例検討や、模擬個別支援会議等を通じて障がいの理解を深めていく取り組みを企画、実施して行く。</p>
		5	<p>昨年引き続き、指定・特定相談支援事業所が区内に増え続けている。昨年同様区センターとして相談支援の基本的な考え方や方向を伝えていくとともに、具体的なケース検討を実施し、助言を行う。また昨年より西淀川区で始まった「災害時要援護者個別支援プラン」作成については、自立支援協議会全会員による協力を得て、各地域ごとにプラン作成のアドバイザーになれるよう体制を組み地域の自主防災組織からの依頼を受ける準備を整える。</p> <p>防災時の地域での取り組みが進む中、地域に連動して西淀川区内の各事業所においても防災時の避難計画、利用者の安否確認など事業所ごとに計画を立て、実施できる体制を自立支援協議会で働きかける。そして事業所からの情報を区センターが集約し、行政に報告するなどの連携ルートを構築する準備を整えていく</p>	5	<p>区社会福祉協議会主催の区社会福祉大会パネルディスカッションに、民生委員、西淀川こどもセンター、区社会福祉協議会見守り相談室と共にパネリストとして参加し、西淀川区地域福祉計画推進ビジョン策定に向けて障がい者の立場に立った意見や希望を伝えながら、地域で活動する方々との連携を深める事が出来た。</p> <p>引き続き、障がい福祉サービス事業所のみならず、区社会福祉協議会、地域包括支援センター、民生委員、区身体障がい者団体協議会や各種団体・機関と協働・連携し、区障がい者相談支援センターとしての広報や業務内容の告知に努めていく。</p>
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	<p>区内の生活介護事業所他の日中施設にあまり空きがなく、短期入所、グループホーム等の資源が少ない現状に変わりはない上に、居宅介護事業所と利用者のトラブルが目立つようになっている。障がいの理解が浅い事業所が自宅で援助を行う場合にトラブルが多く発生していたり、利用者からの要望がサービス提供の限度を超える事があるときなどにトラブルが発生している。これらのトラブルを解消するため、自立支援協議会居宅介護事業所部会では「障がいの理解、制度の理解」などについての研修を年4回行うことでサービス提供時のトラブル解消に取り組む。</p> <p>自立支援協議会を通じ、増加する区内新規参入の事業所に対し、本人主体の支援が徹底するよう人権を擁護した福祉サービスの体制作りを図ることで各事業所のレベルアップにつなぐ。</p>	4	<p>区内には社会資源が少ない状況は変わりがないが、昨年よりグループホームが2か所増えている。児童デイについては、急激に新規参入事業所が増えており、児童デイ連絡会を軸に事業所間の横の関係を結び始めている。</p> <p>資源の少なさを考えるより、どうすれば住み慣れた地域で生活を継続して送る事が出来るかを関係機関全員で考えていくという環境づくりを行っていく。</p>
		4	<p>自立支援協議会の各部会には、教育関係者、医療機関、区社協が定期的に参加し、情報交換、勉強会や事例検討、イベントの企画を行ってきた事で、西淀川区内のニーズの把握に努めることが出来た。</p> <p>地域に暮らす障がい者から「普通に見て欲しい」と言うニーズを多く聞き取るなかで、今後地域住民に対してこのようなニーズを伝え、地域住民と障がい者の媒介役を務めることで、地域と自立支援協議会が近い関係になる事を目指す。</p>	4	<p>精神科医、障がい児の親、地域活動支援センター、区障がい者相談支援センターが支援の現場でのトラブルや、本人の悩みについての話し合いを重ね、精神障がい者の理解に関する連続講座を開催。又こども部会では、特別支援学校の教員が副部会長として加わり、地域の小学校等における障がい児への関わり方について意見交換を重ねている。</p> <p>次年度も、精神科医師の協力を得て、障がいの理解を深めることができるような勉強会を検討していく。又、区内には就労系の事業所が少ないため、淀川区など就労系の事業所が多い区と連携して障がい者の就労に関して、本人や事業所双方のニーズ把握に努める。</p>
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	<p>西淀川区内の相談センターとしての認知度はどんどん広がっているが、増えつつある指定・特定相談支援事業所の認知度がまだまだ低い状況。</p> <p>自立支援協議会を通じ、指定・特定相談支援事業所の紹介が出来る場を提供するとともに、計画相談支援の説明や事業所紹介を記載したパンフレットを作成し配布する。</p>	3	<p>区社会福祉協議会の見守り相談室や、区生活支援課との連携により地域で生活しにくい方へアプローチができ、本人に寄り添いながらニーズを把握し、指定特定相談支援事業所につないでいく事ができた。</p> <p>自立支援協議会のイベントにおいて「相談コーナー」を設けることを検討する等積極的にアウトリーチ活動に取り組んでいく。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	1	<p>区内のサービス提供事業所・機関の中で自立支援協議会に参画していない所については、積極的に呼び掛けを行ってきたが新規参入の事業所の参画が定着せず、事業所による虐待が起きてしまった。</p> <p>新規参入事業所を把握し、西淀川区自立支援協議会への参画を徹底できるようなシステムを構築していく</p>	4	<p>昨年の新規参入事業所による虐待問題が起きた以降は、西淀川区役所と連携を強化し、新規事業所についてはお互いの情報を交換し合い、自立支援協議会への参加を促してきたことで、現状ではすべての事業所を把握できている。</p>
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	4	<p>自立支援協議会を通して福祉関係機関に加え、教育機関との定期的な会議を開催し、問題把握、情報交換を行っている。また、淀川地域生活・就労支援センターより、就労者に関する事例検討を行い、就労に関しての問題点等を話合った。</p> <p>平成27年4月から西淀川区役所内にハローワークの西淀川出張所が開設されるため、新たな機関として関係を構築させていく</p>	3	<p>学校園とは、自立支援協議会子ども部会を通じて、障がい児保育・教育等について情報収集し、区障がい者相談支援センターの役割等を伝えている。</p> <p>ハローワーク西淀川出張所とは、次年度、障がい者雇用に関する諸問題について、情報収集や意見交換を行って行きたい。</p>
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	4	<p>民生委員、地域ネットワーク「見守りネット倶楽部」が関係した、障がいの理解を促す勉強会に講師として参加し、地域の役員と交流した。地域の障がい者に関係する事だけではなく、地域が抱える課題について話し合うことが出来た。</p> <p>来年度も継続して勉強会が開催されるよう働きかける。</p>	3	<p>ボランティア団体の把握についてはまだまだ充分ではないので、区社会福祉協議会等とも情報交換を行い把握に努める。</p>
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	2	<p>公共の施設については、利用した方からの情報、施設側からの情報提供を受けているが、民間施設の情報を把握するための働きかけが充分ではなく、情報を収集できていない。</p> <p>民間施設の情報を集める事が出来るようなシステムづくりを、西淀川区社会福祉協議会と相談しながら構築していく。</p>	2	<p>障害者差別解消法の施行を受け、ますます重要となる「合理的配慮」を意識し、当事者団体からの情報も収集していきたい。</p>

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取り組み		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	2	<p>西淀川区内の施設で虐待がおこってしまった事については、自立支援協議会権利擁護委員会で、原因、改善について協議し、障がい関係機関の透明性を図るシステムについて協議した。</p> <p>昨年から取り組んでいる権利擁護ガイドラインの作成が急務。権利擁護ガイドラインは、施設での虐待についても組み込み障がい関係機関全てが内容を理解できるよう取り組んでいく。</p>	3	<p>まだまだ障がいの理解、制度の理解が「難しい」という声が聞かれるため、個々のケース会議や自立支援協議会を通じて勉強会を実施した。</p> <p>各事業所が、本人の立場に立った支援を提供し、区内に本人主体の支援体制が出来ていくよう自立支援協議会の各部会において、対人援助プロセスの理解等の勉強会を開催するとともに、各事業所と一緒に現場に向かう等の後方支援を積極的に行っていく。又、開発については、区社会福祉協議会をはじめ各関係機関と話し合う事から始めていきたい。</p>
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つけることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	5	<p>行政も含めた他機関と連携、会議（外部・内部）を重ねながら、支援困難事例に積極的に対応している。また、アセスメントについては本人の主体性を尊重した視点に基づいた分析を行う事で解決の糸口を探っている。</p> <p>西淀川区内の指定・特定計画相談支援事業所が抱える困難事例についても担当者会議に同席したり、ご本人の訪問に同席する事で事業所への助言・指導を行い、本人や家族からの話が聞けるような環境づくりを手伝う。</p> <p>今後も継続して困難事例に積極的に対応し、本人が本人らしく自ら気づいていけるような支援を行う。</p>	5	<p>今後も継続して困難事例に積極的に対応して行く。どのような困難事例であっても、その本人の存在を尊重し、本人の居るところから始めるという原点から対応して行く。</p>
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	3	<p>民生委員、地域ネットワーク「見守りネット倶楽部」、地域役員に向けた、障がいの理解を促す勉強会に講師として参加したことで、障がい者相談センターとしての機能や役割を周知できたが、継続して周知を図れていない。</p> <p>昨年に引き続き、地域活動協議会自主防災組織が災害時要援護者個別避難計画を作成する際に積極的に関わりを持ち、地域住民への周知の準備が出来ている事を地域活動協議会に伝え、地域からの要望に備える。</p>	3	<p>基幹相談センターより配布された「区障がい者相談支援センター」についてのチラシを区内の病院や公共施設に配布したり、各地域で行っている「ふれあい喫茶」にも持参し、センターの活動を紹介していきながら周知を図り、同時に地域の方から直接相談を受ける機会にしていく。</p>
b	地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	4	<p>自立支援協議会が主催する「障がい児・者とともにふれあう広場」のイベントを通して地域住民と障がい児・者が地域でともに生きていく啓発活動に取り組むイベントを継続して開催する。</p> <p>地域ごとの差は見られるが、西淀川区全域で、防災時の対策がかなり進んでいるなか、障がい者の避難について地域での関心が高まりだしている状況を見逃さないようにし、障がい者と共に生きる意義の啓発活動へつないでいく。</p>	4	<p>自立支援協議会主催の「第4回障がい児・者とともにふれあう広場」を3月に開催した。今回初めて、区老人福祉センターで活動するフラダンスチームが出演し、障がいの理解について地域住民への浸透が図られた。</p> <p>支援者の意見を取り入れた講演会や勉強会を実施し、地域住民にも参加を呼びかけていく、また自立支援協議会を通じて、積極的に地域に働きかけ、地域住民との交流を図っていきたい。</p>

事業所名	西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今年度
	<p>取組み内容</p> <p>①ガイドヘルパー養成講座開催、平成27年6月17日 10月9日資格取得</p> <p>②毎週火曜日、金曜日のケース検討会、月1回の研修を事業所内で行い、相談支援専門員としての力量向上をはかっている。</p> <p>③サービス利用計画作成に関して、サービス計画作成がすすむように、相談支援事業所の開設を促す取組みを行った結果、事業所の数が増え、サービス利用計画の利用者が増えた。そして増えた事業所を対象にし、自立支援協議会に相談支援事業所部会を設立し、事例検討、相談員からの希望に応じた勉強会を行い相談支援専門員としてのスキルアップを目指す取組みを行った。</p> <p>④淀川4区（西淀川・淀川・東淀川・此花）相談支援ネットワーク会議（4区の委託・指定相談支援事業所の集まり）の代表を務め、地域における障がい福祉サービスの現状把握・問題点や課題について意見交換、情報交換、事例検討を行った。（2ヵ月に一度の開催）</p> <p>⑤障がい者の居場所作り、余暇活動として月に1回、参加者と内容を決めながらやりたい事、やりたかったが出来なかった事を実現させる場を提供した。参加者は少数だが、定着した参加になり友達作りの場にもなってきた。平成26年度大阪知的障がい児者生活サポート協会支部活動助成事業を受け、ミュージカル鑑賞を楽しむという、社会経験の場を増やした。今後は、昨年度以上に参加者が様々な経験が出来るような活動を利用者とともに検討し、地域の障がい者の憩いの場になっていく事を目標に活動を継続させていく。</p> <p>⑥来年度は、「西淀川区地域福祉推進ビジョン」策定準備委員会への参画依頼を受けているので積極的に参加し、障がい児・者の立場に立った意見を出していく予定。</p> <p>⑦地域活動協議会の自主防災組織取組む要援護者避難計画の作成に関わりながら地域で障がい者が当たり前で暮らせる事を目標に活動してきた。来年は準備期を経て要援護者避難計画が実際に実施されるため、継続して活動を続ける。</p>	<p>①淀川3区相談支援ネットワーク会議に参加し、事例検討や他2区の相談支援事業所との情報交換、意見交換を行った。</p> <p>②区障がい者相談支援センターとしての余暇活動「Fun・Funくらぶ」の実施。（調理実習・観劇・ネールアート講座・区社会福祉協議会のイベントでのカフェ運営等） 西淀川区の地域利用者に此花区からの参加者を加え、年間12回開催。延べ61人の参加があった。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名			西淀川区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容										
2 日々の相談支援業務			平成26年度					平成27年度										
2-1 継続支援対象者数			平成26年度					平成27年度										
①利用登録者(継続支援対象者)の実人数(指定相談支援を除く)			平成26年度					平成27年度										
障がい種別	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数						
													視覚	聴覚	身体障がい	内部	計	難病
視覚	1	0	1	0	0	1	0	0	0	1	0	1						
聴覚	2	0	1	1	1	0	0	0	1	0	0	1						
身体障がい	16	12	11	17	17	10	17	10	17	10	17	10						
内部	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0						
計	19	12	13	18	18	11	17	12	18	11	17	12						
難病					0	2	0	2	0	2	0	2						
知的障がい	150	33	49	134	134	23	110	47	134	23	110	47						
精神障がい	47	28	31	44	44	40	36	48	44	40	36	48						
障がい児	22	13	16	19	19	12	19	12	19	12	19	12						
重複障がい	19	3	6	16	16	5	8	13	16	5	8	13						
その他	1	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1						
合計	258	89	116	231	231	94	190	135	231	94	190	135						
②指定特定相談支援を実施した実人数			身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	その他	計						
			30人	88人	49人	21人	188人	12人	47人	48人	28人	135人						
2-2 相談支援内容			平成26年度					平成27年度										
①延べ相談件数			福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計	福祉サービス	社会資源	社会生活力	ピアカン	権利擁護	専門機関	その他	計
視覚	利用登録者								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	それ以外								0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
聴覚	利用登録者								0	0	3	0	0	0	0	0	0	3
	それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
身体障がい	利用登録者								0	23	1	6	0	0	0	0	0	30
	それ以外								0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
内部	利用登録者								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	23	4	6	0	0	0	0	0	33
	それ以外	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
難病	利用登録者								0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
知的障がい	利用登録者								0	86	3	64	0	2	3	14		172
	それ以外								0	13	0	0	0	0	0	0		13
精神障がい	利用登録者								0	109	5	8	0	3	2	0		127
	それ以外								0	10	0	1	0	0	0	0		11
障がい児	利用登録者								0	17	7	0	0	0	4	0		28
	それ以外								0	1	0	0	0	0	0	0		1
重複障がい	利用登録者								0	29	1	0	0	2	0	0		32
	それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0		0
その他	利用登録者								0	1	0	0	0	0	0	0		1
	それ以外								0	0	0	0	0	0	0	0		0
合計	利用登録者	0	0	0	0	0	0	0	0	266	20	78	0	7	9	14		394
	それ以外	0	0	0	0	0	0	0	0	29	0	1	0	0	0	0		30
総合計			0	0	0	0	0	0	0	295	20	79	0	7	9	14		424
②相談の実施方法			来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計						
			116件	487件	163件	8件	774件	59件	286件	70件	9件	424件						

事業所名	西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
2-3 日々の相談件数の分析	平成26年度	平成27年度
	<p>・昨年同様複合的なニーズに対する相談、依存症などの相談が増えている。このようなケースを通して連携を図ってきた西淀川区内の精神科病院より「精神障がい者の理解、精神病の理解を促して行きたい」という申し出を受け、医療機関として自立支援協議会に参画し、精神障がいに対する正しい知識を身につけるための勉強会を企画する事になった。</p> <p>・障がい者の妊娠・出産・育児に対する相談件数が1件ではあるが、今までは見られないケースがあり、助産師、保育園、子育て相談室、産婦人科との新たな連携が出来た。「保育園では、障がい者の保護者を受け入れるのは初めてではあるが、連携して、子育てを手伝いたい」と積極的にケースを引き受けてくれた上に、自立支援協議会にも積極的に参加し障がいの理解に勤めてくれている。</p>	<p>複合的なニーズに対応しなければならない相談、特に親が要介護状態、兄弟にも何らかの障がいがあるのではないかと、又、金銭管理がままならず、生活崩壊の危機と判断されるなど、家庭全体を視野に入れた支援策を求められるケースも少なくなかった。</p> <p>そのため、区障がい者相談支援センター、自立相談支援（生活困窮）、見守り支援、地域包括支援センター等といった制度を超えての関係者で情報交換をしながら進めていくケースが増えており、今後このような機関を交えた個別支援会議がますます重要になると考えています。</p> <p>また、区内の指定相談支援事業所が増えてきたことに伴い、区障がい者相談支援センターとして、ケース会議、担当者会議への参加、同行訪問、支援のプロセスについての協議等、後方支援を行う事が増加している。本人主体の支援を区内に根付かせていく機会になるととらえ、今後も積極的に行っていく。</p>

区障がい者相談支援センターの自己評価シート

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター			変更又は改善内容			
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成26年度			平成27年度			
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	
	身体障がい		4人					
	知的障がい		119人					
	精神障がい		23人					
	重複障がい		10人					
	難病・その他			1件				
	計	0件	156人	1件	0件	0人	0件	
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別	時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動		休日出動		夜間出動		休日出動	
	日中出動	1件	平日出動	1件	日中出動		平日出動	
	合計	1件	合計	1件	合計	0件	合計	0件
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容	
	本人		病気・けが等の発生	1件	本人		病気・けが等の発生	
	家主		精神症状の悪化		家主		精神症状の悪化	
	近隣		日常生活上のアクシデント		近隣		日常生活上のアクシデント	
	警察・消防		家事・災害等		警察・消防		家事・災害等	
	医療機関	1件	近隣からのクレーム		医療機関		近隣からのクレーム	
	その他		その他		その他		その他	
2-5 業務委託料の収支精算見込について		平成26年度			平成27年度			
①歳入		金額	内訳		金額	内訳		
	科目							
	業務委託料	13,232,000円			13,020,000円			
	預金利子							
	その他	78,050円	繰入金		183,401円	繰入金		
	合計	13,310,050円			13,203,401円			
②歳出		平成26年度			平成27年度			
	科目	金額	内訳		金額	内訳		
	人件費	12,505,337円			12,109,879円			
	常勤職員人件費	4,159,424円			1,942,456円			
	非常勤職員人件費	8,345,913円			10,167,423円			
	その他							
	物件費	804,713円			1,093,522円			
	報酬							
	賃金							
	報償費							
	消耗品費				263,826円			
	印刷製本費				26,853円			
	光熱水費				46,500円			
	通信運搬費				345,253円	旅費交通費含む		
	手数料				32,931円			
	筆耕翻訳料							
	使用料							
	不動産賃借料				25,885円			
	備品購入費							
	その他				352,274円	福利厚生・研修費・修繕費・損害保険料・会議費・議会費等		
	合計	13,310,050円			13,203,401円			

事業所名	西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
3 区における地域課題について		
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など	昨 年 度	今 年 度
	<p>・新規参入して1年のグループホーム、就労継続支援B型事業所で、職員による障がい者虐待が起きてしまった事は、大変悔やまれる出来事だった。このような事が起きた経過、原因については大阪市からは詳しい情報提供はないが、自立支援協議会としては二度とこのような事が起きないように再発防止を検討し、今後新規参入事業所については自立支援協議会への参加を義務付け事業所の理念や援助体制など共有できるようなシステムを構築していく必要があることを行政と共同で取り組んでいく。</p> <p>・指定・特定計画相談事業所が増えていく中、各事業所の相談支援能力に偏りがないよう、相談支援専門員の相談技術向上に取り組む必要がある。</p> <p>・西淀川区の地域性である防災に対する意識の高さを見逃さないようにすることで、地域住民と障がいについて話し合うきっかけとし、地域住民と障がい者の共生について地域住民とともに考えやすい関係を築く。</p>	<p>区内での障がい者手帳の発行数は、約6,100（療育手帳850 精神保健福祉手帳780 身体障がい者手帳4,500）。単純にはいかないが、そのうち何らかの障がい福祉サービス受給者は約750人で手帳所持者のサービス利用率は12.3%に過ぎない。手帳の交付を受けている全ての方がサービスを利用するとは限らないが、どうしたらよいかわからない方、繋がりたいと思っている方、そもそも制度を知らない方等、多数いるのではないかと推測される。どうすれば、そのうち1人でも2人でも何らかの支援に繋げることが出来るのか？これが区障がい者相談支援センターに求められる1つの課題と考えています。</p> <p>区内の各地域活動協議会が取り組んでいる「災害時要援護者支援推進事業」における個別避難支援プランの作成に関して、地域住民が情報を得やすいよう、本人が利用する日中事業所や居宅介護事業所の連絡先等を記入するよう要望を行ったり、相談支援事業所においても、サービス利用計画に防災・避難・非常時対応等を記入する事を提案するなど、今後も防災意識が高い西淀川区の障がい者相談支援センターとして提案・提言を行っていきたい。</p>

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨 年 度	」 「
4-1 区地域自立支援協議会での報告			
	報告日	平成27年11月17日	平成28年6月28日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	特になし	区障がい者相談支援センターの活動について理解できた。障がい者個人への働きかけだけでなく、地域住民に対して障がいの理解を促す活動をしている事を知る事が出来た。
	1 事業運営全般	特になし	特になし

事業所名		西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
	2 日々の相談支援業務	特になし	居宅介護事業所から、計画相談を利用していないが居宅のサービスを利用している方達の困りごとについて、何処につないでいけばよいのかがわかりました。利用者にパンフレットを渡すつもりです。
	3 区における地域課題について	特になし	自立支援協議会で各日中事業所の紹介を行う事業を計画しているようだが、その事業の中で、居宅介護事業所の切実な問題であるヘルパー不足を解消するため、居宅介護事業所の紹介もかねてヘルパー募集が出来るようにしてもらいたい。

事業所名	西淀川区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨 年 度	今 年 度
	<p>今年度の自己評価のプレゼンテーションだが、参加者への声掛けを今までとは変えてみた。自立支援協議会居宅介護事業所部会の部会開催日にあわせて行う事で、居宅介護事業所の参加者も出席してもらう事が出来た。しかし、昨年のように積極的な意見を頂くことは出来なかった。センターから一方的に評価を発表するだけになってしまった。</p> <p>年々、区のセンターとしての認知度も上がり、センターとしての取り組みも増えている中、年間の活動報告も兼ねている自己評価について興味をもってもらえないのは、プレゼンテーションの方法が悪いのではないかと反省している。</p> <p>次年度のプレゼンテーションについては、基幹相談センター連絡会に参加する他区のセンターのプレゼン方法や、状況の情報を収集して今後の参考にしていきたい。時間帯、場所、声掛けの方法、内容などに対する工夫も必要だと感じているが、プレゼン時に資料として事業報告書を配布し、報告書に沿った発表を続けてきたが、報告書そのものが聴く側からするとわかりにくいのではないだろうか。</p> <p>自己評価のプロセスを終えて、自立支援協議会を中心に行ってきた地域とのかかわりが増えていっていることを実感した。27年度には、災害時用援護者非難計画作成を通して、今年度以上の関係を構築する事になると予想している。</p> <p>事業所の虐待事例については、区内の大きな問題として、改善策を自立支援協議会で検討をして行く。</p>	<p>昨年のプレゼンテーションでの反省を踏まえて、今回は、パワーポイントを作成し、活動内容を整理し写真などを使って報告した。短くまとめすぎて、活動報告が中心になり、障がい者支援を行う西淀川区内の支援者すべてが、本人主体の支援を意識できるよう取り組んできている事などを十分に伝える事ができなかったことが今回の評価報告の反省点。</p> <p>西淀川区内の特徴の一つに、介護保険サービスのみを提供している居宅介護事業所が多く。「障がい者へのサービス提供はしていない」と断られることがよくあった。しかしこの数年は、介護保険サービスを提供している事業所の数を上回るほどの自立支援サービス提供事業所が増えてきている。喜ばしい反面、ヘルパー間で混乱が起きてきている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供中に本人の大切なものを勝手に処分した。</li> <li>・ゴミと思ったらゴミではなかった。</li> <li>・利用者から「自分に確認もなく掃除をするな。」と怒られた。</li> <li>・キャンセルが多い。</li> <li>・片付けても片付けても部屋が散らかる。</li> <li>・玄関には入れてくれるが、それ以上は入れない。</li> <li>・ヘルパーを固定でしか派遣できない。等々</li> </ul> <p>利用者の障がい特性を理解し、本人の立場に立ち、何を求めているのかを理解しないままサービス提供をしてしまい、トラブルになるなどの問題が増えてきている。精神科医師を講師に招いて精神障がい者の理解を促す勉強会を行ったが、今後も継続して「本人主体の支援とは？利用者との良い関係を結ぶためには何が必要か？」などについて理解を促していくために管理者やサービス提供責任者のみならず、現場のヘルパーをも含めた勉強会を企画していく必要性を痛感している。</p> <p>今年度、自立支援協議会では、区の障がい福祉について区長と話し合う機会を作り、西淀川区が障がい者やその家族にとって、さらに住みやすい地域になるよう働きかけていくことにしている。</p>